

森林の土地売買等を行う場合には 群馬県水源地域保全条例に基づく 事前届出が必要です



「群馬県水源地域保全条例」の目的

群馬県の森林は、水源の涵養^{かん}や災害の防止などの大切な役割を果たし、私たちの安全安心で豊かな暮らしを支えています。

この森林を保全することにより、清らかで豊かな水を将来にわたって安心して利用できるよう、本条例を制定しました。

森林の土地の所有権移転等の事前届出制度

平成24年10月31日以後に、群馬県水源地域内の森林について**土地売買等の契約**※を締結しようとするときは、契約締結予定日の30日前までに、契約当事者の氏名・住所、契約後の土地利用目的等を知事に届け出てください。

※贈与、売買、交換、地上権の設定・移転、地役権の設定、使用貸借による権利の設定・移転、賃借権の設定・移転に関する契約が対象です。

事務所一覧

詳しくは、届出に係る土地の所在地を管轄する県環境森林事務所または県森林事務所にお問い合わせください。

事務所名	住所	電話番号
渋川森林事務所	渋川市金井395	0279-22-2763
西部環境森林事務所	高崎市台町4-3	027-323-4021
藤岡森林事務所	藤岡市下栗須124-5	0274-22-2253
富岡森林事務所	富岡市田島343-1	0274-62-1535
吾妻環境森林事務所	吾妻郡中之条町大字中之条町664	0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所	沼田市薄根町4412	0278-22-4481
桐生森林事務所	桐生市相生町二丁目331	0277-52-7373



群馬県
水源地域

群馬県

届出制度Q&A

Q1 森林の土地の所有権移転等の事前届出制度とは何ですか？

森林の土地売買等の状況を契約の前に県が把握し、必要な助言等を通じて県内の水源地域の保全を図る制度です。

Q2 どのようなときに届出が必要なのですか？

知事が指定する水源地域(群馬県水源地域^{※1})の中に存在する森林であって、民有林(地域森林計画の対象森林^{※2})の土地について売買等の契約^{※3}をするときです。

※1：桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡および利根郡については全域、前橋市、高崎市、太田市およびみどり市については一部地域が含まれます。

※2：住宅地の森林(例:屋敷林)や果樹畑の森林、他の森林と近接しない小面積(0.3ha以下)の森林および国有林等を除き、ほとんどの森林が含まれます。

※3：贈与、売買、交換、地上権の設定・移転、地役権の設定、使用貸借による権利の設定・移転、賃借権の設定・移転に関する契約が対象です。

Q3 届出は誰が、どのようにするのですか？

現在の所有者(譲渡人)等が、契約締結予定日の30日前までに、届出に係る土地の所在地を管轄する県環境森林事務所または県森林事務所に届出を行ってください。

また、届出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届出を行ってください。

Q4 届出書には何を記載するのですか？

土地売買の契約の当事者の氏名・住所、土地の所在・面積、所有権等の種別・内容、契約締結予定日、契約後の土地の利用目的等です。

なお、届出書の様式は、県環境森林事務所および県森林事務所で配布しているほか、群馬県ホームページから入手することができます。

Q5 届出をしないとどうなるのですか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、届出義務者の氏名等が公表されます。

Q6 森林法の「森林の土地の所有者届出制度」とは違うのですか？

違います。

「森林の土地の所有者届出制度」は、森林法に基づく事後の届出制度で、新たに所有者となった人が市町村長に届出を行います。

詳しくは、群馬県のホームページを御覧いただくか、届出に係る土地の所在地を管轄する群馬県の環境森林事務所または森林事務所にお問い合わせください。

群馬県ホームページ▶ <https://www.pref.gunma.jp/page/7178.html>